

必要な証明書について

●児童クラブの利用を必要とする証明

★提出対象者：父・母

☆証明日等：記載漏れに注意

児童クラブを必要とする事由		必要な証明書	
就労	常勤・パート	就労等証明書 (9.10.11月分)	雇用主の証明
	農業 * 1		事業主の証明
	自営業		(確定申告・事業開業届 売上明細表・出荷伝票の写し等)
母親の出産 (出産予定日の前後2ヶ月間)		出産予定日がわかる書類（母子手帳の写し等） ※保護者名のページ+産前は出産予定ページ、産後は出生届済証明を証明されたページ	
保護者の 疾病・障害	入院・通院 障害者	医師の診断書又は入院計画表（入院の期間と事実がわかるもの）、精神手帳等 身体障害者手帳又は精神手帳の写し（等級と氏名が記載されているところ）等	
親族等の疾病的 介護・看護		疾病者の診断書（又は入院計画表等）と、申立書 身体障害者手帳（その他証明）の写しと、申立書	
災害復旧		災害証明書	
就職予定者		申立書（当初受付に限り、就労予定日より利用可能。）	
就学		学生証又は在学証明書	

* 1…家庭菜園（基準：1,000 m²以下）の場合、農業と認めません。

愛西市外の実家などで農業に従事する場合は、田畠がある市町村で発行の農家台帳の写しが必要となります。

★育児休業中は利用できません。

育児休業後に児童クラブを利用する場合は、復帰月の末までに就労証明書を出すことを記載した申立書が必要になります。4月から復帰の場合は、4.5.6月の見込みの就労等証明書が必要となります。

★内職は就労に含めません。

●申立書

◆就労予定者

→必ず、いつまでに提出するのかの日にちを記載してください。

◇親族等の介護・看護

→介護・看護者の診断書等の添付のみで構いません。